

平成 17 年 7 月 29 日
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第 5 号

「事業分離等に関する会計基準（案）」

企業会計基準適用指針公開草案第 8 号

「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、平成 15 年 10 月に企業会計審議会によって公表された「企業結合に係る会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）を契機に、企業再編における結合当事企業の会計処理のほか、他の企業に対して事業を分離する企業（分離元企業）の会計処理や結合当事企業の株主に係る会計処理を検討しております。平成 16 年 4 月には「事業分離等に係る会計処理に関する論点の整理」を、また、平成 17 年 1 月には『「事業分離等に関する会計基準」の検討状況の整理』をそれぞれ公表し、これに対して寄せられたコメントも参考とするなど、「事業分離等に関する会計基準」（以下「事業分離等会計基準」という。）を取りまとめるために審議を重ねております。

また、当委員会では、平成 17 年 1 月に『「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の検討状況の整理』（以下「検討状況の整理」という。）を公表するなど、これらの会計基準を実務に適用する場合の具体的な指針を取りまとめるために、審議を行っております。

今般、平成 17 年 7 月 26 日の第 85 回企業会計基準委員会で、標記の企業会計基準及び適用指針の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されました。

本公開草案の公表は、今後、事業分離等会計基準やその適用指針、企業結合会計基準の適用指針の開発にあたって、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 17 年 10 月 3 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、名前が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール： combination@asb.or.jp

FAX： 03-5561-9624

お問い合わせ先： 03-5561-8449

■ 本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

1. 「事業分離等に関する会計基準（案）」について

I 目的（第1項及び第2項参照）

企業結合会計基準では、企業結合に該当する取引を対象とし、結合企業を中心に結合当事企業の会計処理を定めている。「事業分離等に関する会計基準（案）」（以下「本会計基準案」という。）では、会社分割や事業譲渡などにおいて事業を分離する企業（分離元企業）の会計処理（移転損益を認識するかどうか）や、合併や株式交換などの企業結合において結合当事企業の株主に係る会計処理（交換損益を認識するかどうか）などを定める。

II 企業結合会計基準に基づく会計処理の考え方（第65項から第71項参照）

1. 持分の継続と分離元企業の会計処理及び結合当事企業の株主に係る会計処理の考え方

企業結合会計基準において、企業結合の会計処理に用いられている「持分の継続・非継続」という考え方は、企業結合の会計処理に固有のものではなく、むしろ一般に事業の成果をとらえる際の投資の継続・清算とも整合した概念であり、実現概念に通ずる考え方である。このため、企業結合における結合企業の会計処理のみならず、分離元企業や結合当事企業の株主もあわせた企業再編の会計処理も、同じ考え方に沿って統一的に行う。

2. 分離元企業の会計処理と結合当事企業の株主に係る会計処理の考え方の関係

事業分離における分離元企業と、100%子会社を被結合企業とする企業結合における当該被結合企業の株主（親会社）とでは、経済的効果が実質的に同じであることから、両者の会計処理を整合的なものとするのが適当と考えられる。さらに、被結合企業の株主が親会社である場合には、被結合企業の株式をすべて保有しているとき（被結合企業が100%子会社の場合）でも、すべては保有していないとき（被結合企業が100%子会社以外の子会社の場合）でも整合的な会計処理とするのが適当と考えられる。

III 分離元企業の会計処理（第10項から第26項参照）

1. 分離元企業の会計処理の考え方

本会計基準案では、一般に事業の成果をとらえる際の投資の継続・清算という概念に基づき、実現損益を認識するかどうかという観点から、分離元企業の会計処理を考えている。これは、企業結合の会計処理を一般的な会計処理と整合させるために考えられた

「持分の継続・非継続」という概念の根底にある考え方である。分離した事業に対する投資が継続しているとみるか清算されたとみるかによって、一般的な売却や交換に伴う損益認識と同様に、分離元企業において移転損益が認識されない場合と認識される場合がある（第10項参照）。

2. 分離元企業の会計処理

(1) 移転した事業に関する投資が清算されたとみる場合

その事業を分離先企業に移転したことにより受け取った対価となる財の時価と、移転した事業に係る移転直前の資産及び負債の適正な帳簿価額との差額を移転損益として認識するとともに、改めて当該受取対価の時価にて投資を行ったものとする。現金など、移転した事業と明らかに異なる資産を対価として受け取る場合には、通常、投資が清算されたとみなされる。

(2) 移転した事業に関する投資が継続しているとみる場合

移転損益を認識せず、その事業を分離先企業に移転したことにより受け取る資産の取得原価は、移転した事業に係る移転直前の資産及び負債の適正な帳簿価額による純資産額に基づいて算定するものとする。子会社株式や関連会社株式となる分離先企業の株式のみを対価として受け取る場合には、当該株式を通じて、移転した事業に対する事業投資を引き続き行っていると考えられることから、当該事業に関する投資が継続しているとみなされる。

3. 事業分離により分離先企業が子会社となる場合

事業分離前に分離元企業は分離先企業の株式を有していないが、受取対価が分離先企業の株式のみである事業分離により分離先企業が新たに分離元企業の子会社となる場合、分離元企業の会計処理は以下ようになる。

(1) 分離元企業の個別財務諸表上、移転損益は認識されず、当該分離元企業が受け取った分離先企業の株式（子会社株式）の取得原価は、移転した事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額による純資産額に基づいて算定する。

(2) 分離元企業の連結財務諸表上、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額による純資産額とこれに対応する分離元企業（親会社）の持分との間に生ずる差額については、支配獲得後における子会社の時価発行増資等に伴い生ずる親会社持分の増減額（持分変動差額）として取り扱う。

なお、分離元企業は、分離先企業を取得することとなるため、分離元企業の連結財務諸表上、パーチェス法を適用する。

4. 事業分離により分離先企業が関連会社となる場合

事業分離前に分離元企業は分離先企業の株式を有していないが、受取対価が分離先企業の株式のみである事業分離により分離先企業が新たに分離元企業の関連会社となる場合（ただし、共同支配企業の形成等の場合を除く。）、分離元企業の会計処理は以下ようになる。

- (1) 分離元企業の個別財務諸表上、移転損益は認識されず、当該分離元企業が取得した分離先企業の株式（関連会社株式）の取得原価は、移転した事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額による純資産額に基づいて算定する。
- (2) 分離元企業の連結財務諸表上、持分法適用において、関連会社に係る分離元企業の持分の増加額と、移転した事業に係る分離元企業の持分の減少額との間に生ずる差額は、次のように処理する。
 - ① 分離先企業に対して投資したとみなされる額と、これに対応する分離先企業の事業分離直前の資本との間に生じる差額については、投資に含め、のれん（又は負ののれん）として処理する。
 - ② 分離元企業の事業が移転したとみなされる額と、移転した事業に係る分離元企業の持分の減少額との間に生ずる差額については、持分変動差額として取り扱う。
ただし、①と②のいずれかの金額に重要性が乏しいと考えられる場合には、重要性のある他の金額に含めて処理することができる。

IV 資産の現物出資等における移転元の企業の会計処理（第 31 項参照）

資産を移転し移転先の企業の株式を受け取る場合（事業分離に該当する場合を除く。）において、移転元の企業の会計処理は、事業分離における分離元企業の会計処理に準じて行う。

V 結合当事企業の株主に係る会計処理（第 32 項から第 52 項参照）

1. 被結合企業の株主に係る会計処理の考え方

一般に事業の成果をとらえる際の投資の継続・清算という概念に基づき、実現損益を認識するかどうかという観点から、分離元企業の会計処理と同様に、被結合企業の株主に係る会計処理を考えている。したがって、企業結合により、保有していた被結合企業の株式が、結合企業の株式などの財と引き換えられた場合に、その投資が継続しているとみるか清算されたとみるかによって、被結合企業の株主に係る会計処理でも、一般的な売却や交換に伴う損益認識と同様に、交換損益が認識されない場合と認識される場合が考えられる（第 32 項参照）。

2. 被結合企業の株主に係る会計処理

(1) 被結合企業に関する投資が清算されたとみる場合

被結合企業の株式と引き換えに受け取った対価となる財の時価と、被結合企業の株式に係る企業結合直前の適正な帳簿価額との差額を交換損益として認識するとともに、改めて当該受取対価の時価にて投資を行ったものとする。現金など、被結合企業の株式と明らかに異なる資産を対価として受け取る場合には、通常、投資が清算されたとみなされる。

(2) 被結合企業に関する投資が継続しているとみる場合

交換損益を認識せず、被結合企業の株式と引き換えに受け取る資産の取得原価は、被結合企業の株式に係る適正な帳簿価額に基づいて算定するものとする。被結合企業が子会社や関連会社の場合において、当該被結合企業の株主が、子会社株式や関連会社株式となる結合企業の株式のみを対価として受け取る場合には、当該引き換えられた結合企業の株式を通じて、被結合企業（子会社や関連会社）に対する事業投資を引き続き行っていると考えられることから、当該被結合企業に関する投資が継続しているとみなされる。

これには、子会社や関連会社以外の投資先を被結合企業とする企業結合により、当該株主にとって結合後企業の株式は、従来どおり、子会社株式や関連会社株式にも該当しないこととなる（その他有価証券からその他有価証券）場合も含まれる。

(3) 被結合企業の株主が結合企業の株式を有している場合

結合企業の株式のみと引き換えられる企業結合において、企業結合前に、被結合企業の株主が被結合企業の株式に加え、結合企業の株式も有している場合、企業結合後において、結合企業の株主としての持分比率が増加する。この場合、当該結合企業の株式については、追加取得として会計処理する。

3. 結合企業の株主に係る会計処理

個々の株主にとっては、企業結合により、被結合企業の株主が新たに結合企業の株主となっても、引き続き結合企業の株主であっても、同様の経済的効果を有する。このため、結合企業の株主に係る会計処理は、受取対価が結合企業の株式のみである場合の被結合企業の株主に係る会計処理に準じて行う。

VI 適用時期

本会計基準については、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。

ただし、企業結合会計基準の実施と同様に、本会計基準の実施により、会社法との関係で障害が生じないように措置することが適当であるため、会社法の施行が、この時期と異なる場合には、当該施行時期も考慮する。

2. 「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」について (1. における記載事項を除く)

I 目的（第 1 項及び第 2 項参照）

「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」（以下「本適用指針案」という。）は、企業結合会計基準及び事業分離等会計基準を適用する際の指針を定める。本適用指針案の構成は、原則として、企業結合の会計上の分類（取得、持分の結合、共同支配企業の形成、共通支配下の取引）ごとに、かつ、代表的な企業再編の形式（合併、会社分割、株式交換、株式移転等）ごとに個別財務諸表上及び連結財務諸表上の会計

処理を示している。

他の観点による分類 企業再編の形式	企業・事業の取得		対価の交付先		対価の種類	
	直接取得 (法的に一体)	間接取得 (他社の株式の取得)	被結合企業	被結合企業の株主	結合企業の株式	現金等の財産
合併	○			○	●	○
会社分割	○		○	※(分割型の会社分割)	●	○
事業譲渡	○		○		○	●
(事業の)現物出資	○		○		●	
株式交換		○		○	●	○
株式移転		○		○ (株式移転完全子会社の株主)	●	
(参考)株式の取得		○		○	○	○

○ 該当する場合

● 本適用指針案において中心的に示した会計処理

II 取得と持分の結合の識別（第6項から第28項参照）

1. 取得と持分の識別規準

共同支配企業の形成及び共通支配下の取引以外の企業結合は、取得又は持分の結合のいずれかに識別するとされている。取得と持分の結合の識別は、対価要件、議決権比率要件及び議決権比率以外の支配要件を順次判定し、すべての要件を満たした場合には、持分の結合と判定し、1つでも要件を満たさなかった場合には、その時点で取得と判定する。

2. 議決権比率要件

議決権比率の判定基準日は、企業結合の合意成立日とする。

また、企業結合の合意成立日において潜在株式であるが、結合当事企業的意思により、企業結合の合意成立日の翌日から企業結合日前日までの間に議決権のある株式に引き換えられたものは、企業結合日における議決権比率の再判定の対象として取り扱う。

3. 議決権比率以外の支配要件

議決権比率以外の支配要件のうち、多額のプレミアムが発生している場合に該当するかどうかの検討は、平均株価に基づいて算定した交換比率より議決権比率を算定すると、その比率が概ね 55%から 45%の範囲外となる場合に行い、結合当事企業の双方の企業価

値を共通の合理的な評価技法により算定し、かつ、その企業評価額が概ね等しい場合には、これに該当しないものとして取り扱う。

Ⅲ 取得の会計処理（第 29 項から第 126 項参照）

1. 取得の会計処理の概要

企業結合が取得と判定された場合に適用されるパーチェス法は、取得企業の観点から企業結合をみるものであり、取得企業は企業結合日において被取得企業が企業結合日前に認識していなかったものを含めて、取得した資産及び引き受けた負債のうち識別可能なものに取得原価を配分する。取得原価と取得原価の配分額との差額がのれん（又は負ののれん）であり、20年以内のその効果が及ぶ期間（又は20年以内の取得の実態に基づいた適切な期間）にわたり、合理的方法により規則的に償却する（3. 参考資料 参照）。

2. 取得企業の決定

取得と持分の結合の識別規準と整合するように、取得企業を決定する。

- ① 対価要件で取得と判定された場合には、対価を支出した企業
- ② 議決権比率要件で取得と判定された場合には、議決権比率が大きいと判定された結合当事企業又は企業結合前から結合後企業を支配する株主（親会社など）により支配されていた結合当事企業（子会社など）
- ③ 議決権比率以外の支配要件で取得と判定された場合には、支配を獲得したと判定された結合当事企業

3. 取得原価の配分方法

(1) 取得原価の配分額の算定における簡便的な取扱い

識別可能資産及び負債への取得原価の配分額は、企業結合日の時価を基礎として算定するが、被取得企業が企業結合日前日において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って資産及び負債の適正な帳簿価額を算定し、企業結合日の当該資産又は負債の時価との差異が重要ではないと見込まれる場合には、被取得企業の適正な帳簿価額を基礎として取得原価の配分額を算定できる。

(2) 無形資産への取得原価の配分

法律上の権利又は分離して譲渡可能な無形資産の取得が企業結合の目的の1つであり、取締役会等の会社の意思決定機関で当該無形資産の評価額に関する合理的な検討が行われているような場合は、無形資産の独立した価額が合理的に算定できる場合に該当し、原則として、取得企業は無形資産をのれんから区分して会計処理する。

(3) 研究開発費への取得原価の配分

取得企業が取得の対価の一部を研究開発費等に配分する場合とは、企業結合により取得した識別可能資産の取得企業における企業結合後の用途が、研究開発費等に係る会計基準の定めにより、研究開発費として処理すべき要件に該当する場合をいうもの

とする。当該識別可能資産への配分額は研究開発費とし、企業結合年度の費用に計上する。

(4) 企業結合に係る特定勘定への取得原価への配分

取得後短期間で発生することが予測される費用又は損失であって、その発生の可能性が取得の対価に反映されている場合は、「企業結合に係る特定勘定」として負債に計上する。

(5) 暫定的な会計処理

取得原価の配分は、企業結合日以後1年以内に行わなければならないとされており、企業結合日以後の中間決算又は年度決算において、配分が完了していなかった場合は、その時点で入手可能な合理的な情報等に基づき暫定的な会計処理を行い、その後追加的に入手した情報等に基づき配分額を確定させるとされている。この暫定的な会計処理の対象となる項目は、繰延税金資産及び繰延税金負債、土地、無形資産、偶発債務に係る引当金など、実務上、取得原価の配分額が困難な項目に限られる。なお、暫定的な会計処理の確定又は見直しにより取得原価の配分額を修正した場合には、企業結合日におけるのれん（又は負ののれん）の額が修正されたものとして会計処理を行う。

(6) 取得企業の税効果会計

事業を直接取得することとなる合併や会社分割等の場合、取得企業は、企業結合日において、被取得企業又は取得した事業から生じる一時差異等に係る税金の額を将来の事業年度において回収又は支払いが見込まれない額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上する。

(7) のれんの会計処理

のれんの償却にあたり、のれんの金額に重要性が乏しい場合以外は企業結合日に全額費用処理することはできず、また、その償却費は販売費及び一般管理費に計上し、減損処理以外の事由で特別損失に計上することはできないことに留意する。

4. 取得企業の増加資本の会計処理

企業結合の対価として取得企業が新株を発行した場合、払込資本（資本金又は資本剰余金）を増加させる。増加すべき払込資本の内訳項目（資本金、資本準備金又はその他資本剰余金）は取得企業が会社法の規定に基づき決定する。

IV 持分の結合の会計処理（第127項から第177項参照）

1. 持分プーリング法の適用

企業結合が持分の結合と判定された場合は、当該企業結合に対して持分プーリング法を適用し、すべての結合当事企業の資産、負債及び資本を、それぞれ適正な帳簿価額で引継ぐものとされている。

(1) 合併の場合

結合企業が連結財務諸表を作成する場合、合併期日の属する事業年度の期首である

みなし結合日に合併が行われたものとして連結財務諸表を作成し、個別財務諸表は合併期日に合併の会計処理を行う。連結財務諸表を作成しない場合は、合併期日に合併の会計処理をし、一定の注記を行う。

なお、吸収合併消滅会社が当該会社の自己株式を保有していた場合は、当該自己株式の帳簿価額を吸収合併存続会社に引継がず消滅させる。自己株式の消滅に対応して減額する資本項目は、吸収合併消滅会社から引継ぐ資本勘定を原資とした剰余金から控除し、控除できない場合は、吸収合併存続会社の剰余金から控除する。減額する資本項目（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）については、吸収合併存続会社の取締役会等の意思決定機関で定められた結果に従う。吸収合併存続会社が保有する吸収合併消滅会社株式（抱合せ株式）についても、その帳簿価額は消滅させ、当該抱合せ株式の消滅に対応して減額する資本項目については上記に準じて行う。

(2) 株式交換又は株式移転の場合

連結財務諸表は、みなし結合日に株式交換又は株式移転が行われたものとみなし、個別財務諸表は、株式交換又は株式移転の日に株式交換等の会計処理を行う。なお、子会社株式の評価は、みなし結合日における株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社の適正な帳簿価額による純資産額とし、株式交換完全親会社等の増加資本は、払込資本を増加させる。

2. 持分プーリング法に準じた処理方法の適用

持分の結合と判定された企業結合のうち、事業分離を伴う会社分割、現物出資などにおける企業結合については、持分プーリング法に準じた処理方法（資本の内訳の引継方法、企業結合年度の連結財務諸表作成に係る規定を除き、持分プーリング法と同一の処理方法）を適用する。

V 共同支配企業の形成の会計処理（第 178 項から第 198 項参照）

1. 共同支配企業の形成の判定規準

次の要件をすべて満たした場合、共同支配企業の形成（複数の独立した企業が契約等に基づき、共同で支配する企業を形成する企業結合）と判定する。

- (1) 共同支配投資企業となる投資企業は複数の独立した企業から構成されているという独立企業要件
 - (2) 共同支配投資企業となる投資企業が共同支配となる契約等を締結していることという契約要件
 - (3) 企業結合に際して支払われた対価のすべてが原則として議決権のある株式であるという対価要件
 - (4) 上記以外の支配関係を示す一定の事実が存在しないことというその他の支配要件
- 契約要件については、契約等は文書化されており、共同支配企業の事業目的が記載され、当該事業遂行における各共同支配投資企業の重要な役割分担が取り決められ、経営

方針及び財務に係る重要な経営事項の決定は、すべての共同支配投資企業の同意が必要とされていることが規定されている必要がある。

2. 共同支配企業の形成の会計処理

企業結合が共同支配企業の形成と判定された場合には、持分プーリング法に準じた処理方法を適用する。

VI 共通支配下の取引等（第 199 項から第 261 項参照）

1. 共通支配下の取引の範囲

共通支配下の取引とは、親会社と子会社の合併や親会社の支配下にある子会社同士の合併など、結合後企業のすべてが企業結合の前後で同一の企業により最終的に支配され、その支配が一時的ではない場合の企業結合をいうものとされている。なお、支配の主体である同一の企業には個人を含むものとし、同一の株主として取り扱う。

2. 親会社の子会社を吸収合併した場合の会計処理

(1) 子会社は、合併期日の前日に決算を行い、資産、負債及び資本の適正な帳簿価額を算定する。

(2) 親会社の個別財務諸表上、合併期日の前日に付された適正な帳簿価額で受入れる資産又は負債を計上する。

(3) 子会社から受入れた資産と負債との差額を合併期日直前の持分比率に基づき、親会社持分相当額と少数株主持分相当額に按分する。前者の親会社持分相当額と親会社が合併直前に保有していた子会社株式（抱合せ株式）の帳簿価額との差額を特別損益に計上する。後者の少数株主持分相当額と取得の対価（少数株主に交付した親会社株式の時価）に取得に直接要した支出額を加算した額との差額をのれん（又は負ののれん）とする。合併により増加する親会社の資本は、払込資本とする。

3. 親会社の子会社を株式交換完全子会社とする場合の会計処理

親会社の子会社を株式交換完全子会社とする場合、親会社の個別財務諸表上、親会社が追加取得する株式交換子会社の取得原価は、取得の対価（少数株主に交付した株式交換完全親会社株式の時価）に取得の対価を加算して算定し、株式交換により増加する株式交換完全親会社の資本は払込資本とする。

4. 分割型の会社分割により親会社の子会社に事業を移転する場合の会計処理

分割型の会社分割により親会社の子会社に事業を移転する場合、分割型の会社分割は、会社分割（従来の分社型の会社分割）とこれにより受け取った吸収分割承継会社株式の分配という2つの取引と考えられるため、親会社は、受け取った子会社株式の取得原価により資本勘定を減少させ損益は認識しない。減少する親会社の資本勘定は取締役会等の意思決定機関で定められた結果に従う。

子会社は、親会社から受入れる資産及び負債を分割期日前日に付された適正な帳簿価額で計上し、その差額を払込資本とする。ただし、受入れた資産及び負債の対価として

子会社株式のみ交付している場合は、親会社で計上されていた資本の内訳を適切に配分した額をもって計上することができる。この場合、資本の内訳の配分額は、親会社が減少させた資本の内訳の額と一致させる。

注：当委員会では、本年8月に「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（案）」（平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用）の公表を予定しており、表示科目の変更を行う予定である。

上記の会計基準（案）等のコメント募集期間と本公開草案のコメント募集期間が重なることから、本公開草案においては、原則として、上記の会計基準（案）で提案予定の変更後の表示科目等により記載し、現行の表示科目等については括弧書きで記載している。

3. 参考資料

〈企業結合に伴って発生するのれんを、償却資産として取り扱うことの再確認〉

検討状況の整理に対するコメントの中には、企業結合に伴い発生するのれんの会計処理については、国際的な会計基準との整合性を図り、のれんを非償却資産とし、その後の会計処理は減損処理に一本化すべきであるとの意見があった。これは、会計基準の国際的コンバージェンスの方向性と一致しないことや、我が国企業の国内外でのM&A戦略の遂行に重大な阻害要因となり得ること等を論拠とするものである。当該意見は、既に公表されている企業結合会計基準の定めに関するものであるが、昨今の企業再編の増加なども考慮し、企業結合会計基準に関する適用指針の開発とは別途に検討を行った。

当委員会では、以下の理由により、「のれんは、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。」(企業結合会計基準 三 2. (4)) ことを見直す必要はないものとした。

なお、これは、前述のとおり、既に公表されている企業結合会計基準の定めを、再度検討した結果として確認されたものであり、本公開草案のコメントの対象となるものではない。

(1) 企業結合会計基準に関する審議の経緯

- ① 企業会計審議会から公表された企業結合会計基準は、会計基準の国際的な調和の観点から、海外で行われていた企業結合会計の見直しにかかる議論を適宜検討の対象に加えながらも、我が国の企業結合会計のあるべき姿について審議されたものである(企業結合会計意見書 一参照)。
- ② 企業結合会計基準が公表された平成15年10月以後、今日まで、企業結合会計基準の設定にあたり考慮された前提を覆すだけの変化は認識していない。
- ③ これらの経緯を考慮すると、企業結合会計基準の見直しに関する議論は、同会計基準が実際に適用された後に、問題点があれば、その時点で見直しの必要性を検討すべきものと考えた。

(2) 国際的な企業結合に関連した会計基準を適用した場合との比較

- ① 我が国の企業結合会計基準と国際的な企業結合に関する会計基準におけるのれんの内容(範囲)は、例えば、以下のように異なるため、のれんの会計処理(償却・非償却)のみを取り上げて、財務諸表等への影響を比較することは適当ではない。
 - a 国際的な企業結合に関する会計基準では、のれんを非償却資産とするが、無形資産に関する会計基準を厳格化し、取得原価の配分残余として算定されるのれん

の範囲を限定するとともに、識別された無形資産は、原則として、償却することとされていること

- b 我が国では、企業結合会計基準において無形資産の識別要件は示されている*が、無形資産に関する包括的な会計基準が存在しないため、のれんから分けて識別すべき無形資産の範囲は国際的な会計基準と比較して限定的であり、したがって、のれんの範囲は相対的に広がっていること（この点については、下記なお書き参照）

* 我が国の企業結合会計基準（本公開草案（適用指針）を含む。）においても、被取得企業から取得した資産に法律上の権利又は分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合には、取得原価を当該無形資産等に配分することができ、配分された金額は合理的な期間（償却期間の上限は必ずしも20年に限られないと解される。）により償却することが可能である。

- ② コメントでは、我が国の企業結合会計基準はのれんを償却することから、国際的な企業結合に関する会計基準と比べて償却負担が重く、競争上、著しく不利としているが、以下の理由から、我が国の会計基準が国際的な会計基準に比べて一概に不利であるとはいえない。

- a ①のとおり、我が国の会計基準と国際的な会計基準とで、のれんの範囲が異なり、国際的な会計基準における無形資産の償却費も勘案すると、我が国の会計基準による償却負担が重いとは限らないこと
- b 国際的な会計基準の下で取得企業は、無形資産を厳格に識別するためだけではなく、のれんの規則償却に代わる複雑な減損テストを每期行うことが求められるため、相応の事務負担・コストを必要とすること

(3) のれんを非償却資産として扱うことの問題点

- ① 企業結合会計意見書 三 3. (4) では、「のれんが超過収益力を表わすとみると、競争の進展によって通常はその価値が減価するにもかかわらず、競争の進展に伴うのれんの価値の減価の過程を無視することになる。」とされている。このように、のれんが将来における超過収益の期待であるとすると、のれんは企業結合後の成果として実際に獲得した超過収益の計上とともに償却することが合理的である。期待どおりに超過収益が得られればもちろん、期待と違っていても結果が決まれば、その期待を表すのれんの価値は消滅するからである。もし、償却しないことが適当なのれん（超過収益が永久に持続する場合）があるとするれば、本来、それを識別し、価値が減少しないことを確認することが適当と考えられる。しかしながら、取得原価と識別可能資産及び負債の配分残余として算定されるのれんについては、その価値が減少しないことを確認するのは困難であると思われる。
- ② 仮に、のれんの価値が維持されている場合であっても、それは買収後の経営努力によって新たに生み出されたのれん価値が、取得したのれんの減価分を補っているも

のと考えられる。この点に関して企業結合会計意見書 三 3. (4)では、「超過収益力が維持されている場合においても、それは企業結合後の追加的な投資や企業の追加的努力によって補完されているにもかかわらず、のれんを償却しないことは、上述のとおり追加投資による自己創設のれんを計上することと実質的に等しくなるという問題点がある。」とされている。

- ③ 投資家に対する損益情報としては、取得企業が企業結合後に投資原価（買収コスト）と比べてどれだけ利益を得ているかを示すことが重要である。のれんを非償却資産として扱うと企業結合後の取得企業の期間損益に買収コストが反映されないこととなり、損益情報の有用性が損なわれると考えられる。

なお、のれんを非償却資産として取り扱うか否かにかかわらず、国際的な会計基準と同様、我が国においも包括的な無形資産に関する会計基準は必要と考えられる。すでにテーマ協議会からの提言書においても、この点の指摘がなされていること、また、平成16年10月から開始したIASBとの会計基準のコンバージェンスにおいても、第一フェーズとして追加的に取り上げる検討項目の1つとして、IASBから無形資産に関する会計基準が提案されている。これらを勘案し、当委員会では、本公開草案が会計基準及び適用指針として公表された後に、無形資産に関する会計基準の開発を進めるため、必要な研究を行う予定である。

以 上